

## 八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立長房小学校

校長名 川村 和人 公印

## 令和8年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

## 記

## 1 教育目標

## (1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培い、教科等横断的な視点を踏まえたカリキュラム・マネジメントを通して地域・社会との連携及び協働による児童の資質・能力とともに、未知の状況にも対応し、自分の人生を切り拓くための実践力や生涯を通して学ぼうとする力を育てる。地域運営学校として学校に関わる全ての人々がウェルビーイングを実感できるために、「言われてうれしい言葉を遣い、みんな仲良く助け合い、学ぶ喜びを体得し、地域と共に歩む学校」を踏まえて、「持続可能な社会の創り手となるべく心とからだの健やかな子」の育成をめざし、次のような児童像を定める。

◎よく考え、やりぬく子（知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等）

○じょうぶで明るい子（健康と体力等への意識向上）

○なかよく助け合う子（地域・社会との連携・協働を通じた人間性）

## (2) 特別支援学級の教育目標

主体的に社会に関わり、「心とからだの健やかな子」の育成をめざし、意欲的に学び生活する態度を育て、将来の自立につなげていくために以下の具体的な目標を定める。

ア 児童一人ひとりの発達段階に応じた基本的生活習慣及び基礎基本の学習内容の習得をめざす。

イ 心身ともに健康で、さまざまな場面において積極的に取り組もうとする意欲とともに将来の自立と社会参加を意識させて、生きる力を育てる。

ウ インクルーシブな教育の精神に則り、全ての児童が障害の有無に関係なく学習の機会が得られるような合理的配慮や交流及び共同学習を推進するとともに、ソーシャルスキルトレーニングを通して、互いを認め合い、連帯意識をもって、より望ましい行動ができる社会性を育てる。

## (3) 学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

## ○ア 確かな学力の育成「よく考え、やりぬく子」

○ 校内研究を中心として、八王子市版GIGAスクール構想における第2期のデジタルを効果的に活用した、子どもたち一人ひとりに応じた学びの実現をめざし、児童の実態や発達の段階に応じた「基礎基本の学習内容の習得」「各教科等における深い学びの実現」「学び方に関する指導の充実」「情報活用能力の育成」に向けた授業改善を推進する。

## イ 豊かな心の育成「じょうぶで明るい子」

○ 児童一人ひとりの健やかな体を育成するために、体力・運動能力・生活運動習慣等調査の結果を活かし、体育科の授業改善、体育集会活動の充実や外遊び等の奨励により運動の楽しさや喜びを味わわせる。また、家庭・地域・学校医等と連携した学校保健委員会での健康教育、栽培活動と連動した食育等を推進する。

## ウ 健やかな体の育成「なかよく助け合う子」

○ 「あいさつをする・集中して話を聞く・時間を守る・物を大切に使う」等の規範意識を育て、次に使う人や相手の気持ちを考えた集団生活の基本ルールやマナーの徹底を図る。

## エ 不登校児童への支援

○ 不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、地域や家庭との連携を通して障害の有無、国籍、文化、言語の違いに関わらず児童の特性やニーズに応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、多様な学びの場における指導・支援体制の更なる充実を図る。

## オ いじめ防止等の取組

○ 八王子市教育委員会いじめ総合対策と長房小学校いじめ防止基本方針を踏まえ、学校いじめ対策委員会を毎週木曜日に開催し、いじめ・不登校・児童の安全等の問題に対して、情報共有を基にした組織的な支援体制を構築するとともに、未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図る。

## カ 特別支援教育の充実

○ 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、児童の個別の実態や特性に応じた生活や学習上の困難の改善、克服等のための適切な指導と必要な組織的支援について、学習環境の構造化や合理的配慮を行うとともに、全教育活動を通して各教科等の内容に関連付けた指導を行う。さらに、児童一人ひとりの学習や学校生活の充実とともに、児童が相互に思いやる心を育てる。

## キ 小中一貫教育のさらなる充実 【長房中学校グループ（長房小、船田小）】

○ 長房中学校グループとしての共通目標（義務教育修了段階において育成すべき生徒像）を『社会の中でよりよく生きようとする人』とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は、「学習を大切にする子」「自他を大切にする子」「体を動かすことを大切にする子」である。そのために、金融教育や仕事体験活動等による、直接的・間接的交流を進める活動をする。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科等

## ア 各教科 (外国語活動を含む)

- ① 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることをめざして、児童の発達段階や教科の特性を踏まえ、1人1台の学習用端末の全教科・全学年での日常的な活用や、自分に合った方法で学びに取り組む児童の育成を図る。そのために、OJT及び教員が日常的にICT活用の振り返りを行い、児童が自身の興味・関心や能力・特性に応じて学習を自己調整し、学習方法等を選択する学びを充実させる。
- ② 児童の実態や経験に応じ、児童一人ひとりが「何のために学ぶのか」という学習の意義を他の児童と共有し、各教科等において、課題設定、情報収集、整理分析、まとめ・表現の視点を持ち、話し合ったり協働したりしながら学習する主体的・対話的で深い学びの授業改善を図る。
- ③ チームティーチングや課題別のグループ編成により、児童の実態の多様化に応じたより質の高い教科指導、中学校教育への円滑な接続等を促進するとともに、多面的・多角的な児童理解の深まりに基づく学習の質を向上させることで教科指導の充実を図る。
- ④ 生活単元学習で季節の野菜を栽培して収穫することや、次年度のカレンダーを作って、地域の学校関係諸機関や福祉施設等に配布するなどの活動を通して、自然の美しさやありがたさを味わわせながら、表現の喜びを感じさせたり、身近な地域を学ばせたりする。

## イ 総合的な学習の時間

- ① 学校運営協議会や長房中学校区地域づくり推進会議、長房の未来をつくる会等との連携や地域資源を活用した身近な郷土や伝統文化及び日本遺産、仕事の探究や体験等の学習を通して、地域の魅力や歴史、環境問題に対して主体的に考える力や実践する力、課題発見並びに課題解決の能力の育成を図る。
- ② 探究的な学び方として「気付く、感じる、見付ける、課題をもつ、考える、まとめる、発信する、活かす」を踏まえ、情報活用能力系統表等に基づき系統的・継続的に情報活用能力の育成を図る。

## ウ 特別活動

- ① 学級活動、児童会活動、委員会活動、クラブ活動等の中で特にクラブ活動に重点を置き、中学校と連携した部活動改革ロードマップに基づいた活動等を計画的に行い、異学年との交流を深める。また、自発的・自治的実践活動を積み重ねたりすることによって、認め合い、励まし合い、高め合う人間関係を培うことで、自己肯定感や自己有用感を高め、より良い集団生活をめざす児童を育成する。
- ② 学校行事において、学校生活に秩序と変化を与える活動を展開し、長房小学校の一員としての所属感や連帯感を高める指導を通して、自己実現を図ろうとする態度を養う。
- ③ 集団宿泊的行事のねらいとして、通常の学級との交流及び共同学習を推進するとともに、八王子市と比較させながら見学先の自然環境や歴史、産業、観光業、文化遺産等の学習を行ったり、特別支援学級第4学年のみでの宿泊学習等を行ったりすることを通して、実物に触れる体験活動について、児童自らが課題を設定して探究する学習活動を計画し、さらなる充実を図る。

## エ 自立活動

- ① 児童一人ひとりの実態に応じた個別指導計画・学校生活支援シートに基づき、あいさつ、返事、言葉遣い、身だしなみ等、社会生活を営む上で必要となる知識や技能が身に付くよう、生活単元学習や日常生活の指導での各教科等を合わせた指導とともに教育活動全体を通して、繰り返しソーシャルスキルトレーニングの指導を行う。特に、援助要請や場に応じた言葉によるコミュニケーションの能力を育て、対人関係の改善を図る。
- ② 児童一人ひとりの特性や発達の段階に応じて支援や指導を行い、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、集中力や持続力、情緒の安定をめざす。

## (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳教育全体計画及び別葉を基に、他教科等との関連を図りながら、道徳的な価値を多面的・多角的に考え、児童が自らの問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」の充実を図る。特に、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点項目として育成を図るとともに、児童が年間を通して自らの成長を認められる記録を綴り、広い視野から考えを深めていく道徳性の涵養を図る。
- ② 特別の教科 道徳の授業の積極的な公開や道徳授業地区公開講座での授業参観・講演会・意見交換会を通し、学校・家庭・学校運営協議会や地域推進会議等で協働して児童の道徳性を育てる。
- ③ 主たる教材である教科書や「東京都道徳教育教材集」を活用し指導の工夫を行い、学校の教育活動全体で関連付けて培った道徳的な価値について、学校コーディネーターや地域推進会議等の地域人材と協力しながら、地域の行事や学校行事で活かす体験的な活動の充実を図る。

## (3) キャリア教育

- ① 近隣の保育園や幼稚園との保・幼・小連携の日の取組及び生活科を中心とした保・幼・小の架け橋期のカリキュラムとスタートカリキュラムの継続的な取組とともに、中学校や都立富士森高等学校との交流を図り、自らの成長を自覚し、将来への夢と希望をもってより良く生きる児童を育成する。
- ② はちおうじっ子キャリア・パスポートや長房中学校区部活動改革ロードマップ等を活用し、学び続ける心を育てる。そのために、長房中学校グループにおける9年間の一貫性のある学校行事、児童会や生徒会等の活動、部活動への児童・生徒の取組と目標を共有することで、児童に自己の進路を選択する力と生きる力の醸成により、実社会と接続する学びを通して自分ごとになる社会的な自立を促すキャリア教育を図る。
- ③ 長房地区義務教育9年間を通じた金融教育や仕事体験活動等によるキャリア教育全体目標に基づいたキャリア教育全体計画を推進する。その際、長房中学校区地域づくり推進会議や長房の未来をつくる会、学校運営協議会等との連携・協働した支援を通して教科横断的な学習や各行事に活かしたり、地域資源を活用し、児童の特性やニーズに応じたさまざまな学びの機会を設けたりすることで、望ましい職業観や勤労観を育成する。

## (4) 生活指導

## ア 生活指導

「『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き」や「八王子市教育委員会『生命（いのち）の安全教育』」を基に、各段階別教材・授業展開例を活用し、児童が性犯罪・性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないために全学年での発達段階に応じた指導を推進する。粘り強く児童の声に耳を傾け、児童会の意見を取り入れた学校生活のきまりづくりや改善等、心に響く関わりをもち続ける姿勢を示すことで信頼関係を築くとともに、児童相互のより良い人間関係構築の模範を示す。

## イ いじめ防止等の取組

- ① いじめをしない・許さない学級づくりを通して思いやりの心を育てるとともに「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月の道徳授業地区公開講座の日とし、自他の生命を大切にすることを教育を行う。
- ② いじめ防止の取組として、週1回以上の学校いじめ対策委員会を開催するとともにいじめ対応の時間を設け、教職員間の情報共有や児童対応等を行う。また年3回の児童アンケートを実施し、相談できる大人を確認するとともに、スクールカウンセラーの活用を図り、早期発見・対応を心掛け、児童が安心して自らを発信できる環境を維持するため、全学級で1学期末までにSOSの出し方に関する教育を行う。

## ウ 不登校児童への支援等

登校支援教育コーディネーターが中心となり、個票システムの活用による不登校児童の状況把握について、巡回心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関等との連携を随時行い、校内委員会等において全教職員で共通理解を図り、児童・保護者への適切な支援・指導とともに、社会的自立に向けた支援としての取組を展開する。また、長期休業に加え、日頃から連続して休む前に、気になる児童の実態や不登校児童の支援ニーズについて早期に把握し、不登校の原因を全教職員で共有して組織的な対応により未然防止の取組を実施する。

## (5) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

基礎的・基本的な問題における児童一人ひとりの確実な定着について、常に把握しながら学校と家庭との連携を基に、個別指導計画や学校生活支援シートを作成し、計画的・系統的な指導及び支援を行う。その際に、児童の実態や発達の段階に応じて、はちおうじっ子ミニマムや夏季休業中の算数教室（第3学年～第6学年）への参加等を活用し、基礎学力の確実な定着のために補充的な学習の指導を継続する。

## (6) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

## ア 通常の学級、関係機関との連携

- ① 児童の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組として、通常の学級との交流及び共同学習に取り組み、社会性や協調性を育てる。また、特別支援学級担任による児童理解授業を計画的に実施して通常の学級の担任・児童・保護者に特別支援教育の理解の向上を図る。
- ② 年間に2回以上の個人面談を実施し、家庭との連携を図り、学校生活支援シートの作成や個別指導計画を活用した指導につなげる。
- ③ 特別支援教育を充実させるため、校内の協力体制を構築するとともに、都立特別支援学校等のセンター的機能を活用した授業の改善や、学童保育所、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等の地域関係諸機関と連携し指導の充実を図る。

## イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）学期に1回「小中一貫教育の日」を設け授業参観及び意見交換により連携を深めることを軸とし、小中合同引き渡し訓練、部活動改革ロードマップの活用による小学生の中学校授業・部活動見学と体験・参加、小中交流会、中学校合唱コンクールリハーサル見学会、児童会と生徒会を中心にしたSNSルールづくり等を実施する。

（取組2）生活指導やICT活用による情報教育、養護、特別支援のチームを設置し、児童・生徒の情報交換を定期的に行うことで、義務教育9年間を見通した切れ目のない指導の充実を図る。

- （取組3）地域の子どもは地域で育てる教育の意識を保護者・地域と共有・連携し青少年対策長房地区委員会や学校運営協議会、長房中学校区地域づくり推進会議・長房の未来をつくる会等と協働した三校地域清掃活動、三校交流会、地域人材活用による授業支援、地域での仕事体験、地域活動への参加等を実施する。

## ウ その他

- ① 「情報活用能力系統表」等を活用し、児童の実態や発達段階に応じたICT活用に関する資質・能力を育成する。
- ② 近隣の保育園や幼稚園との「保・幼・小連携の日」において、八王子市保・幼・小の架け橋期のカリキュラムの取組を通して、運動会の参観や未就学児競技の参加、小学校案内、交流遊び、学習発表会の参観等を計画し、幼児と児童との直接的・間接的交流を行う。
- ③ 地域学習を通して児童が地域主催の行事に参加できるよう促し、はちおうじっ子キャリア・パスポートや保護者との個人面談を通して地域での活動を把握する。